

【緊急】一部封鎖措置の緩和等

【ポイント】

●2月2日、内務・地方自治・国土整備大臣は、新型コロナウイルスに係る危機管理に関する以下の緩和措置（3日以降）を決定した旨、コミュニケをもって発表しました。この結果、外出禁止措置の開始が2時間遅くなり、一部娯楽関連施設が再開し、一部営業活動が2時間延長されます。

1 19県を対象とした一部封鎖措置の緩和等（2月3日以降）

（1）以下の19県については、22時から翌朝5時までの外出禁止を実施する。

アルジェ県、バトナ県、ビスクラ県、ブリダ県、ブイラ県、テベッサ県、トレムセン県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、シディ・ベラベス県、コンスタンティーヌ県、モスタガネム県、ムシラ県、オラン県、ブーメルデス県、エル・タルフ県、ティセムシルト県、アイン・ティムシエント県及びルリザンヌ県。

（2）スポーツ施設、リラクゼーション施設、娯楽施設及び海岸の再開。

（3）家電製品店、家庭用品・装飾品、寝具・調度品店、スポーツ用品店、ゲーム・玩具店、商店街、美容室及び菓子屋は21時以降閉店。

（4）カフェ、レストラン、ファーストフード店の営業活動は、持ち帰り販売のみに限定され、21時以降閉店する。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話 : +213 (0)21 91 20 04 FAX : +213 (0)21 91 20 46

メール : eal-mm@a1.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>